

入札・契約制度の改正について

技 術 管 理 課

- 1 低入札価格調査制度
 - (1) 建築工事における調査基準価格の引上げ
 - (2) 機械・電気設備工事における数値的判断基準の適用
 - (3) 業務委託における調査基準価格の算定式改正
 - (4) 業務委託における低入札価格調査制度の強化
- 2 予定価格の事後公表の試行
- 3 公共工事における地産地消の推進について

1 低入札価格調査制度

(1) 建築工事における調査基準価格の引上げ

ア 趣旨

建築工事の調査基準価格は、国に準拠した算定方式を採用している。
この度、工事に必要な現場管理費が確保されていないおそれがあるとして、国の算定式が引上げ改正された。
本県においても同様の傾向が見受けられることから、国と同様の改正をする。

イ 目的、効果

- ・ダンピング入札の排除
- ・公共工事の品質確保

ウ 改正内容

	《現 行》	《改 正 後》																		
建築工事	<p>【計算式】</p> <table><tr><td>直接工事費</td><td>× 95%</td><td rowspan="4">} 合計額</td></tr><tr><td>共通仮設費</td><td>× 90%</td></tr><tr><td>現場管理費</td><td>× 70%</td></tr><tr><td>一般管理費等</td><td>× 30%</td></tr></table> <p>× 1.05</p>	直接工事費	× 95%	} 合計額	共通仮設費	× 90%	現場管理費	× 70%	一般管理費等	× 30%	<p>【計算式】</p> <table><tr><td>直接工事費</td><td>× 95%</td><td rowspan="4">} 合計額</td></tr><tr><td>共通仮設費</td><td>× 90%</td></tr><tr><td>現場管理費</td><td>× 80%</td></tr><tr><td>一般管理費等</td><td>× 30%</td></tr></table> <p>× 1.05</p>	直接工事費	× 95%	} 合計額	共通仮設費	× 90%	現場管理費	× 80%	一般管理費等	× 30%
直接工事費	× 95%	} 合計額																		
共通仮設費	× 90%																			
現場管理費	× 70%																			
一般管理費等	× 30%																			
直接工事費	× 95%	} 合計額																		
共通仮設費	× 90%																			
現場管理費	× 80%																			
一般管理費等	× 30%																			

改正

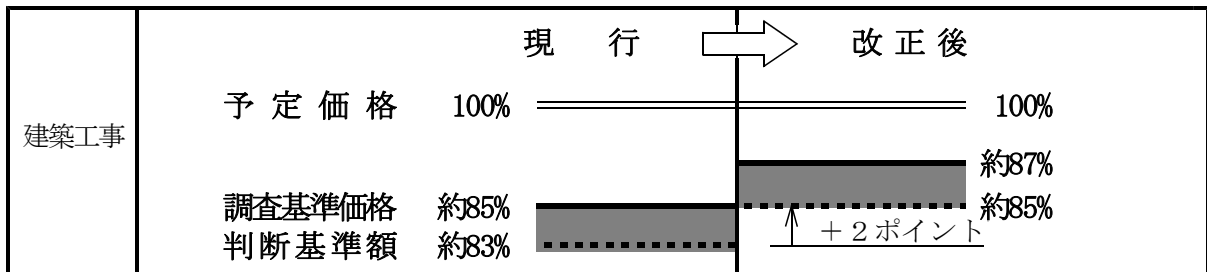
※実施時期：平成23年7月1日

【参考 1 : 本県の状況】

- 工事成績点が著しく低い工事において、現場管理費に係る項目の工事成績点が低い傾向にある。
 - ・ 建築工事全体と工事成績点が著しく低い工事の点差 = 13.8 点
 - ・ このうち、現場管理費に係る項目の点差 = 11.4 点 (比率約 83%)

- 現行の算定式では必要な現場管理費が確保されず、契約内容に適合した履行がなされないおそれがある。

【参考 2 : 改正後の調査基準価格・判断基準額】



※ 予定価格 1 億円の工事の場合

(2) 機械・電気設備工事における数値的判断基準の適用

ア 趣旨

機械・電気設備工事について、近年、低価格入札が増加していることから、工事の品質低下や労働条件の悪化等のおそれがある極端な低価格入札を排除するため、低入札価格調査において新たに数値的判断基準を適用する。

イ 目的、効果

- ・ダンピング入札の排除
- ・公共工事の品質確保

ウ 改正内容

- a 機械・電気設備工事（建築系）のうち、直接工事費に占める機器単体費*の割合が30%未満の工事については「①見積内訳書審査基準」及び「②判断基準額」をともに適用する。

*機器単体費＝「空調機器」「発電機」等、製品として調達するもの

- b 機械・電気設備工事（aを除く建築系及び土木系）については、極端な低価格入札を排除するため、「①見積内訳書審査基準」のみを適用する。

工 種		直接工事費に占める機器単体費の割合	数値的判断基準		
			①見積内訳書審査基準 (内訳項目別審査)	②判断基準額 (総額審査)	
機械・電気設備工事	建築系	30%未満	○	○	改正内容 a
		30%以上	○	×	
	土木系	0～100%	○	×	改正内容 b

※実施時期：平成23年7月1日

【参考 1 : 入札状況と分析結果】

- 機械・電気設備工事については応札額の変動幅が大きく、一律に「②判断基準額」を適用するのは困難。
- 建築系では、直接工事費に占める機器単体費の割合が小さくなると、落札率のバラツキが収束する。
- 建築系の積算方法は一般建築工事(新築)と同一であることもあり、機器単体費の割合が30%未満のものに限れば一般建築工事と同様に、「①見積内訳書審査基準」と「②判断基準額」を適用することができる。
- 機械・電気設備工事(土木系・建築系)の9割以上は「①見積内訳書審査基準」を上回っており、これを適用することにより、競争性を阻害することなく極端な低価格入札を排除できる。

【参考 2 : 数値的判断基準】

工 種		直接工事費に占める機器単体費の割合	数 値 的 判 断 基 準
機械電気設備工事	建築系	30%未満	予定価格の約83%
		30%以上	予定価格の約67%
	土木系	0~100%	予定価格の約60~75%

(3) 業務委託における調査基準価格の算定式改正

ア 趣旨

今年度、国は新たな積算手法を導入したことから、積算手法と連動する調査基準価格の算定式を改正した。

県の積算手法は従来から国に準拠しており、国に準拠し、調査基準価格の算定式を改正する。

イ 目的・効果

- ・ダンピング入札の排除
- ・適切な履行と成果品の品質確保

ウ 内容(改正後の調査基準価格算定式)

業務区分	調査基準価格(ただし右欄の範囲内)	範囲
土木コンサル	直接人件費の額+直接経費の額+その他原価の額×9/10+一般管理費の額×3/10	予定価格の6/10~8/10
補償コンサル	直接人件費の額+直接経費の額+その他原価の額×9/10+一般管理費の額×3/10	予定価格の6/10~8/10
測量	直接測量費の額+測量調査費の額+諸経費の額×4/10	予定価格の6/10~8/10
地質	直接調査費の額+間接調査費の額×9/10+解析等調査業務費の額×7.5/10+諸経費の額×4/10	予定価格の2/3~8.5/10
建築コンサル	直接人件費の額+特別経費+技術料等経費の額×6/10+諸経費の額×6/10	予定価格の6/10~8/10

※別途行う低入札価格調査制度の強化とあわせ、試行を継続する。

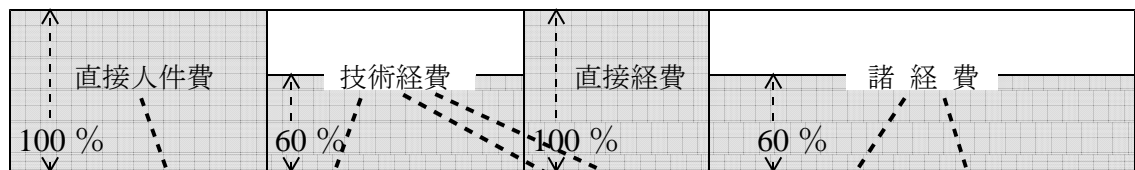
※実施時期：積算基準改訂日に同時施行(平成23年10月1日)

【参考 1：国の改正】

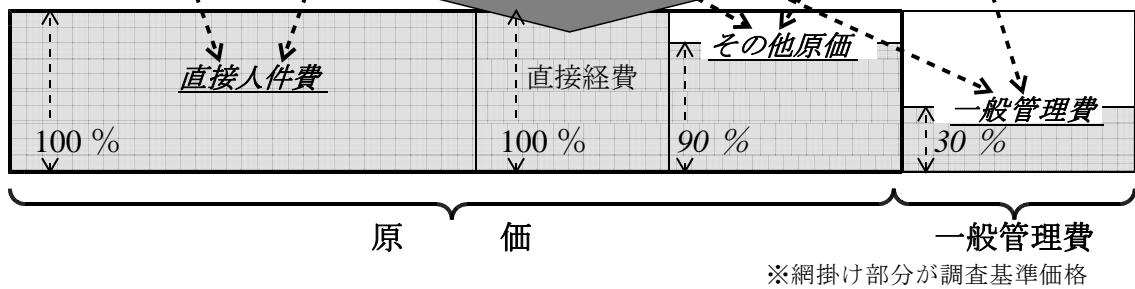
- 国は民間企業における経費の区分方法と整合を図るため、業務委託の遂行に直接要する費用（原価）と企業の継続的経営の維持に要する費用（一般管理費等）に区分する新たな積算手法を導入。
- 積算手法が変わることに対応し、調査基準価格の算定式についても改正。

積算手法と調査基準価格の改正（土木コンサルの例）

（現 行）



（改正後）



【参考 2：調査基準価格への影響】

- 積算手法が改正されたため、業務により予定価格の増減にバラツキがあり、調査基準価格の算定式改正の影響のみを一律に算定することは困難であるが、代表的な業務について試算した結果は次表のとおり。

業 務 種 別	上 昇 率
道 路 詳 細 設 計	8. 8 ポイント
河 川 護 岸 詳 細 設 計	4. 2 ポイント
測 量	3. 8 ポイント
地 質	3. 1 ポイント

※予定価格約 1,000 万円の業務の場合

(4) 業務委託における低入札価格調査制度の強化

ア 趣旨

低価格入札が増加傾向にあることから、適切な履行及び成果品の品質確保のため、調査基準価格を下回る場合は「管理技術者の専任配置」及び「第三者による照査」を新たに義務付け、低入札価格調査制度を強化する。

イ 目的、効果等

- ・ダンピング入札の排除
- ・適切な履行と成果品の品質確保

ウ 内容

	現 行	改 正 案
管理技術者 〔 契約図書に基づき業務の 技術上の管理を行う者 〕	・他業務と兼務可	・専任配置 (他業務との兼務不可)
照 査 〔 瑕疵を未然に防止するた め業務成果物の内容をチ ェック 〕	・受注者による照査	・第三者による照査 (受託者が第三者に委託)

※実施時期：平成23年7月1日

2 予定価格の事後公表の試行

(1) 平成22年度試行結果（対象：1億円以上の工事17組）

落札率の差は業種によるバラツキが大きく、事前・事後で明確な差異が認められなかった。

ア 入札状況

事前公表と事後公表の落札率等の状況

項 目		事前公表 (A)	事後公表 (B)	差 (B-A)
落札率	全 体 (17組)	85.3%	88.1%	2.8ポイント
	土木一式 (10組)	86.1%	88.2%	2.1ポイント
	建築一式 (3組)	87.9%	85.8%	△2.1ポイント
	電 気 (2組)	82.4%	95.2%	12.8ポイント
	管 (1組)	73.4%	74.4%	1.0ポイント
	しゅんせつ(1組)	87.7%	92.5%	4.8ポイント
平均応札率		88.9%	91.7%	1.8ポイント
平均入札参加者数		6.5者	5.1者	△1.4者

前回約4ポイントから差が縮小

業種によりバラツキ

イ アンケート結果

事後公表の電子入札について

選 択 肢	負担に感じた	負担に感じなかった
業 者 数	27者	25者
割 合	51.9%	48.1%

予定価格の公表時期について

選 択 肢	事前がよい	どちらでもよい	事後がよい
業 者 数	26者	7者	21者
割 合	48.1%	13.0%	38.9%

(2) 本年度の試行

1 億円以上の工事について引き続き予定価格の事後公表を試行し、更に多くのデータの収集・分析を進める。

[試行内容等]

○ 試行対象及び件数

1 億円以上の工事のうち事前・事後で比較可能な 20 組程度

- ・昨年度落札率の差が大きな業種を重点的に実施
- ・電子入札における再入札手順を変更し入札者の負担について検証

○ 調査分析内容

ア 入札状況

落札率、低価格入札の発生率、平均応札者数等を比較

イ 見積精度

見積額と設計額の差を比較

ウ 業者へのアンケート

- ・積算の手法
- ・積算額から応札額の算出方法
- ・事後公表で電子入札を実施する際の負担軽減

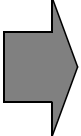
3 公共工事における地産地消の推進について

(1) 県内産資材の活用

ア 趣旨

主要な資材のうちコンクリート、石材等について、県内産資材の活用を義務付ける。

イ 実施内容

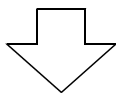
	現 行		今後の取り組み
入 札 条 件	原則、県内資材を購入 * 県内資材以外を購入する場合は理由書の提出を義務付け。		(指定主要資材) ・ 県内産資材の購入を義務付け。
			(その他資材) ・ 同 左

※実施時期：平成23年7月1日

※指定主要資材の選定

利用頻度が高い資材のうち以下の全ての条件を満たすものを「指定主要資材」として選定する

- ① 県内で複数社が製造していること
- ② 県内の需要に対し供給能力があること
- ③ 県内産資材の価格が県内の流通価格（積算価格）と同等の価格であること



〈指定主要資材〉
生コン、セメント、コンクリート二次製品、砕石、港湾石材、アスファルト合材

(2) 新製品等（県内産新製品、新技術、新工法等）の活用

ア 趣旨

これまで、新製品等が公共工事で必要とされる機能を有しているかを山口県公共工事地産地消推進モデル事業において検証を進めてきた。

今後、十分な機能を有していると確認した資材については、公共事業で積極的な活用を図る。

イ 実施内容

H23年度から指定し活用する新製品等18品目

従来品より機能が優る新製品等 4品目	優れた機能が発揮できる県内の全ての工事箇所 で、製品を指定して活用する。 「多機能フィルター」(植生シート) 「スムーズくん」(工事用信号機)等
従来と同等の機能の新製品等 (リサイクル製品等) 14品目	原材料の供給地等を考慮して活用地域を定め、 地域内から工事箇所を選定し、製品を指定して活用する。 「SYエコ」(宇部市ゴミ焼却灰を原料とした コンクリート製品)等

※ 今後の見込み

		H22	H23	H24	H25
H22年度迄 モデル事業 検証対象 62品目	H23年度活用 18品目	検証	活用		
	H24年度活用 28*品目	検証		活用	
	H25年度活用 16*品目		検証		活用

※見込み品目数